

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	三好市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city-miyoshi.jp/miyoshioshirase/gennkihagukumi/

執行機関名 三好市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	三好市病児・病後児保育事業実施要綱(平成27年三好市告示第68号)による利用の登録に関する事務
番号法別表第1の項	94	
番号法別表第2の項	116	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三好市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年三好市条例第三十五号)別表第1第7の項 三好市病児・病後児保育事業実施要綱(平成27年三好市告示第68号)による利用の登録に関する事務であって利用料決定に係る事務
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第一条	三好市病児・病後児保育事業実施要綱(平成二十七年三好市告示第六十八号)第一条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、病中又は病気の回復期にある児童を預かる事業(以下「病児・病後児保育事業」という。)を実施することにより、児童の保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成の向上に寄与することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		三好市病児・病後児保育事業実施要綱(平成二十七年三好市告示第六十八号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	三好市病児・病後児保育事業実施要綱(平成二十七年三好市告示第六十八号) 第九条
事務の内容	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	三好市病児・病後児保育事業実施要綱(平成二十七年三好市告示第六十八号)の利用の登録認定に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 口	三好市病児・病後児保育事業実施要綱第十二条 別表
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	小学校就学前子どもの保護者若しくは扶養義務者若しくはその世帯員に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の世帯に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 八	三好市病児・病後児保育事業実施要綱第十二条 別表
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者の世帯に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 子	三好市病児・病後児保育事業実施要綱第十二条 別表
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者の世帯に係る生活保護実施関係情報